

特別見舞金 {
 ア 学校の管理下の災害による1本または2本の歯科補綴
 イ 学校の管理下の災害であってもスポーツ振興センターの給付がない場合等の災害

(1) 特別傷病見舞金 (イによる傷病)

- ① 「特別見舞金等請求書」(様式6)により請求してください。
- ② 添付書類は、「(特)災害報告書」(様式7)と「入院・通院証明書」(様式8-1、8-2)です。

(2) 特別障害見舞金 (ア及びイの災害による障害)

- ① 「特別見舞金等請求書」(様式6)により請求してください。
- ② 添付書類は、「(特)災害報告書」(様式7)と「(特)障害報告書」(様式9)です。

(3) 特別死亡見舞金 (イの災害による死亡)

- ① 「特別見舞金等請求書」(様式6)により請求してください。
- ② 添付書類は、「(特)災害報告書」(様式7)と「(特)死亡報告書」(様式10)です。

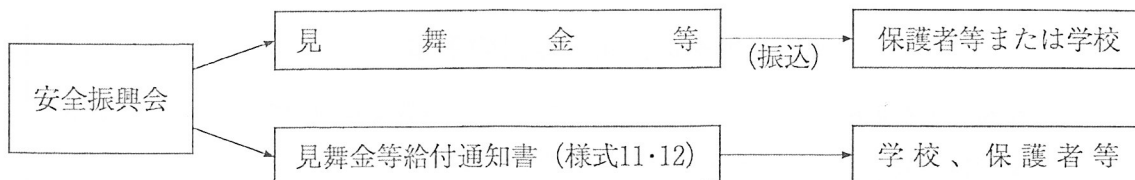
- (注) 1 ①はスポーツ振興センターへ提出した災害報告書がある場合、又、②は第三者が認めたもの(例、保険会社等)がある場合はそれぞれの写しを代用できます。(但し、②は学校で原本証明を必要とします)
- 2 災害の状況により、上記以外の書類を提出していただくことがあります。
- 3 (1)、(2)については、治療が終了した時点で請求してください。なお、治療が長引く場合は、時効の関係でその旨あらかじめ連絡してください。

供花料 (会員の生徒が死亡したとき)

「特別見舞金等請求書」(様式6)により請求してください。

3 見舞金等の支払い

- (1) 見舞金等の請求をうけたときは、共済規程に基づいて見舞金等の額を決定し、請求書に記載の保護者等の指定口座、または学校の口座に振り込みます。
- また、「見舞金等給付通知書」(様式11・12)を、学校、保護者等に送付します。
- (2) 支払方法は、次の図のようになります。



4 その他

- (1) 個人情報の取扱いについては、当法人の「個人情報保護規程」に従うものとします。ご記入いただいた個人情報につきましては、共済契約の管理及び審査、共済金の支払い事業のため使用され、それ以外に使用いたしません。
- (2) 死亡その他重大災害が発生した場合は、できるだけ早く安全振興会事務局に連絡してください。